

令和4年度軽自動車税（種別割）に関するお知らせ

問 税務住民課 町民税係 ☎0968・86・5723
住民課 税務住民係 ☎0968・34・3111

1 税率
軽自動車税種別割は、毎年4月1日現在に登録されている車両の所有者に課税されます。
今年度の税率（年額）は次のとおりです。

（1）原動機付自転車・二輪車・小型特殊自動車など

車種区分		税率（年額）
原動機付自転車	50cc以下	2,000円
	50cc超90cc以下	2,000円
	90cc超125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
軽二輪車	125cc超250cc以下	3,600円
ボートトレーラー		3,600円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円
	その他	5,900円
二輪の小型自動車	250ccを超えるもの	6,000円

（2）三輪、四輪の軽自動車

車種区分				税額（年額）		重課税率（年額）
				平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けた車両	平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両	最初の新規検査から13年経過した車両
軽自動車	三輪			3,100円	3,900円	4,600円
	四輪	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
			自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		貨物	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
			自家用	4,000円	5,000円	6,000円

※最初の新規検査年月については自動車検査証の「初度検査年月」の欄をご確認ください。なお、今年度の重課税率の対象は、自動車検査証に記載されている初度検査年月が「平成21年3月」以前のものとなります。

2 納付方法
5月上旬に送付される納税通知書で、5月31日頃までに納めてください。また、口座振替による納税の場合、5月31日頃が振替日となりますので、預金残高をご確認ください。口座振替で納税した人には、6月中旬に車検用納税証明書を郵送します。

3 減免申請の受付は5月24日頃まで
身体障がい者などが所有する軽自動車や身体障がい者のために使用する軽自動車などには減免制度があります。等級の要件など条件がありますので、詳しくは町ホームページを確認するか、担当課にお問い合わせください。

健康福祉課が2つの課に分かれました

問 福祉課 ☎0968・86・5724
保健子ども課 ☎0968・86・5730

子どもの支援や健康・福祉を取り巻く環境の変化や多様化・高度化する行政サービスなどに対応するため、令和4年4月1日より、以下のとおり健康福祉課を2つの課（福祉課・保健子ども課）に再編しました。
なお、「福祉課」と「保健子ども課」の配置は、従来の健康福祉課のスペースで、隣同士の配置となります。
しばらくの間、ご不便かと思いますが、よろしくお願いします。

